
目安箱への投稿

■ 日付：2021/7/14

■ 件名：週休2日・現場閉所工事での作業日の振替えについて

■ ご意見・お問い合わせ

特記仕様書に「休日は原則として現場閉所とし、やむを得ず休日に現場管理上必要な作業を行う場合は、監督職員と協議するものとする。」と記載がありますが、平日の作業予定日が悪天候により作業が出来ず、作業休工・現場閉所とした時、作業日数が不足することから作業日の振替えとして休日に作業を行いたい場合に監督職員との協議が必要なのでしょうか。週間予定表やメール等で、作業日の振り替えを通知する方法ではダメなのでしょうか。

■ 回答

今年度より、週休2日・現場閉所工事の実施に関する特記仕様書について、「やむを得ず現場閉所日に現場管理上必要な作業を行う場合については、その都度の協議は必要とせず、連絡方法の取扱いなどの詳細内容を、事前に監督職員と協議すること。」と変更しております。

その結果、連絡方法の取扱いなどの詳細内容を事前に監督職員と協議を行っていれば、その都度の協議は必要ありません。

また、特記仕様書が変更されていないものについても、監督職員と協議を行って適切に対応してください。